一般財団法人同志社日米文化財団定款

第１章　　総　則

（名称）

第１条　この法人は一般財団法人同志社日米文化財団と称する。

（事務所）

第２条　この法人は主たる事務所を京都府京都市に置く。

第２章　　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、日米文化の研究とその交流をはかり、殊にアーモスト大学と同志社の友好を促進し、もって日米両国間の理解と親善とに寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）学校法人同志社とアーモスト大学との交流の支援

（２）両校の交流史の研究活動とその成果公刊の助成

（３）同志社アーモスト館における教育研究活動の支援

（４）日米両国間の理解と親善に寄与するための助成

（５）出版事業

（６）その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　　資産及び会計

（基本財産）

第５条　この法人の目的である事業を行うための基本財産は評議員会で承認された財産とする。

２　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき　及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第６条　この法人の事業年度は、毎年１月１日に始まり１２月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第７条　この法人の事業計画書、収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の書類については、主たる事業所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第８条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の付属明細書
（３）公益目的支出計画実施報告書
（４）貸借対照表
（５）損益計算書（正味財産増減計算書）
（６）貸借対照表及び損益計算書の付属明細書
２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第５号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号、第３号、の書類についてはその内容を報告し、第４号、第５号の書類については承認を受けなければならない。
３　第１項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に置くものとする。

第４章　評議員

（評議員の定数）
第９条　　この法人に評議員３名以上７名以内を置く。
（評議員の選任及び解任）
第１０条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律１７９条から第１９５条の規定に従い、評議員会において行う。
（評議員の任期）
第１１条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期が満了する時までとする。
３　評議員は、第９条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
（評議員の報酬等）
第１２条　評議員は無報酬とする。

第５章　評議員会

（構　成）
第１３条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
（権限）
第１４条　評議員会は、次の事項について決議する。
（１）理事及び監事の選任又は解任
（２）理事及び監事の報酬等の額
（３）評議員に対する報酬等の支給の基準
（４）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
（５）定款の変更
（６）残余財産の処分
（７）基本財産の処分又は除外の承認
（８）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた

事項

（開催）

第１５条　評議員会は、定時評議員会として毎年事業年度終了後３箇月以内に１回開催するほか、必要ある場合に開催する。

（召集）

第１６条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

２　評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第１７条　評議員会の決議については特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)　監事の解任

(2)　評議員に対する報酬の支給基準

(3)　定款の変更

(4)　基本財産の処分又は除外の承認

(5)　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１９条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第１８条　評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

２　評議員会において選定された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　役　員

（役員の設置）

第１９条　この法人に、次の役員を置く。

(1)　理事３名以上７名以内

(2)　監事３名以内

２　理事のうち１名を代表理事とする。

３　代表理事以外の理事のうち、１名を業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２０条　理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

２　代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第２１条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
２　代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行し、業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。
３　代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
（監事の職務及び権限）
第２２条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
（役員の任期）
第２３条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の時までとする。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４　理事又は監事は、第１９条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
（役員の解任）
第２４条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
（役員の報酬等）
第２５条　理事及び監事は、無報酬とする。

第７章　理事会

（構成）
第２６条　理事会は、すべての理事をもって構成する。
（権限）
第２７条　理事会は次の職務を行う。
(1)　この法人の業務執行の決定
(2)　理事の職務の執行の監督
(3)　代表理事及び業務執行理事の選任及び解職
（召集）
第２８条　理事会は、代表理事が招集する。
２　代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）
第２９条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（議事録）
第３０条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第３１条　この定款は評議員会の決議によって変更することができる。
２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第１０条についても適用する。
（解散）
第３２条　この法人は、基本財産の消滅によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。
（残余財産の帰属等）
第３３条　この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
２　この法人は、余剰金の分配を行うことができない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第３４条　この法人の公告は、電子公告により行う。
２　事故やその他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合、京都府において発行する京都新聞に掲載する方法による。

附　則
１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般法人の設立登記の日から施行する。
２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立登記を行ったときは、第６条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
３　この法人の最初の代表理事は北垣宗治とする。